

東北支部 運営委員会における旅費規程

(平成 11 年 5 月 27 日 一部改正 第 6 条～第 7 条)

(平成 11 年 12 月 22 日 一部改正 第 3 条～第 6 条)

(平成 22 年 5 月 28 日 一部改正 第 5 条～第 6 条)

(平成 24 年 12 月 19 日 一部改正 規程名および第 1 条～第 2 条, 第 4 条, 第 6 条)

(総 則)

第 1 条 東北支部運営委員会実施時、参加に要する旅費を各所属機関からの旅費が出ない場合において、出席支部運営委員に支給することとする。

第 2 条 企業所属の運営委員への旅費支払いは実施しないこととする。

(旅費の算定)

第 3 条 支払う旅費は車賃とする。

第 4 条 車賃は会議実施場所の最寄り駅と各運営委員所属学校の最寄り駅に要する運賃とする。

第 5 条 旅費は実費を支給するものとする。

(その他)

第 6 条 本規程の変更は、平成 24 年 12 月 19 日より適用する。